第四十八条中「第四十五条第四項」を「第四十五条第五項」に改める。

第四十九条第一項第五号を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その変更が天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由による場合には、事後において、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出ることをもつて足りる。

第五十一条第三号中「第七条第一項又は第二項」を「第八条第一項」に、「第七条第一項、第二項若しくは第四項、法第二十二条において準用する法第八条又は法第二十二条において準用する法」を「法第八条第一項から第三項まで又は」に改める。

第五十四条の三第一項中「付録第六」を「付録第七」に、「按分した」を「按分した」に改める。

第五十六条第四項、第七項及び第九項並びに第五十八条中「第四十五条第四項」を「第四十五条第五項」に改める。

別表第一広島、高知の項中「広島、」を削り、同表熊本の項を削る。

付録第六を付録第七とし、付録第五の次に次の付録を加える。

付録第六（第九条第一項、第四十五条第三項関係）

$$\left(W+\frac{D}{P}\right)\times R+\frac{A}{P}$$

Wは、当該勝馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Dは、出走した馬であつて勝馬以外のものに対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Pは、勝馬の数とする。

Rは、法第八条第一項（法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により競馬会、都道府県又は指定市町村が定める率とする。

Aは、法第九条第一項又は第三項（これらの規定を法第二十二条において準用する場合を含む。）の加算金とする。

（日本中央競馬会法施行規則の一部改正）

第二条　日本中央競馬会法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第五号を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その変更が天災地変その他競馬会の責めに帰すことのできない理由による場合には、事後において、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出ることをもつて足りる。

第十条第二号中「第六条」を「（昭和二十三年法律第百五十八号）第七条」に、「第七条第一項又は第二項」を「第八条第一項」に、「同条第一項、第二項若しくは第四項、同法第八条」を「同項から同条第三項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、競馬法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

2　農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年農林水産省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条第一項中「設定する構造改革特別区域」の下に「（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）」を、「内閣総理大臣の認定」の下に「（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）」を加え、同条の見出し及び条名を削り、同項に項番号を付する。

告　示

○外務省告示第五十一号

平成二十六年一月二十五日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成二十六年二月十八日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百十三億九千万円（一一、三九〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ウッタラカンド州森林資源管理計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b)　請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税（主要請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。